

【表紙】

| | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成29年10月20日提出 |
| 【発行者名】 | 明治安田アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 石川 昌秀 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号 |
| 【電話番号】 | 03 - 6731 - 4721 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 明治安田日本債券ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 上限 5,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田日本債券ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

愛称として“ホワイトウィング”という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は1円（1万口当たり元本金額1万円です。）

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

当ファンドは、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に0.54%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。

「税抜」における税とは、消費税等に相当する金額をいいます（以下同じ。）。

詳しくは販売会社へお問合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「分配金再投資コース」では、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます（以下同じ。）。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（７）【申込期間】

平成29年10月21日から平成30年4月20日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(1 2) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田日本債券ファンド（愛称：ホワイトウィング）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、明治安田日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じてわが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| 追加型 | 海外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | 内外 | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------------------------|------|-------------|-------------------------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | |
| 債券 一般 | 年6回 | 欧州 | |
| 国債 | (隔月) | アジア | |
| 社債 | 年12回 | オセアニア | |
| その他債券 | (毎月) | 中南米 | |
| クレジット属性 () | 日々 | アフリカ | |
| 不動産投信 | その他 | 中近東 (中東) | |
| その他資産 (投資信託証券(債券 一般)) | () | エマージング | |
| 資産複合 () | | | |
| 資産配分固定型 | | | |
| 資産配分変更型 | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの)をいいます。)を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額: 上限 5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

明治安田日本債券ファンドは、明治安田日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

わが国の公社債に投資し、シティ日本国債インデックス をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。

シティ日本国債インデックスは、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。シティ日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

原則としてわが国の公社債に投資しますが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄の債券に投資します。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、投資を行います。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

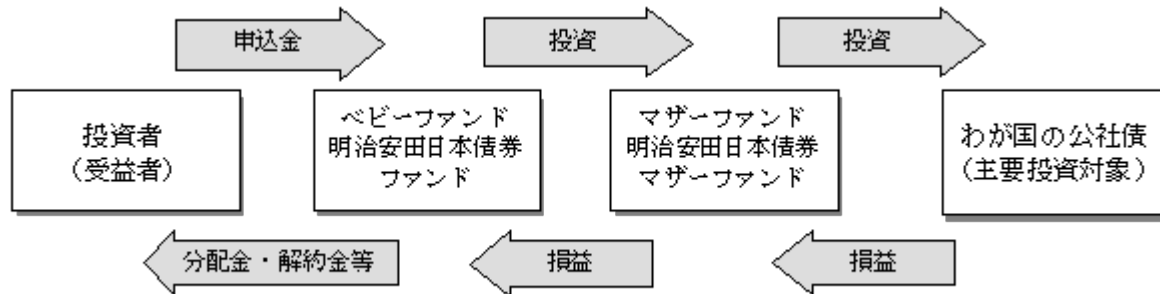
- | | |
|------------|---|
| 平成12年1月28日 | 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始 |
| 平成16年1月1日 | 「YPW日本債券ファンド」から「安田日本債券ファンド」へファンド名変更 |
| 平成22年10月1日 | ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田日本債券ファンド」から「明治安田日本債券ファンド」へファンド名変更 「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へファンド名変更 |

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

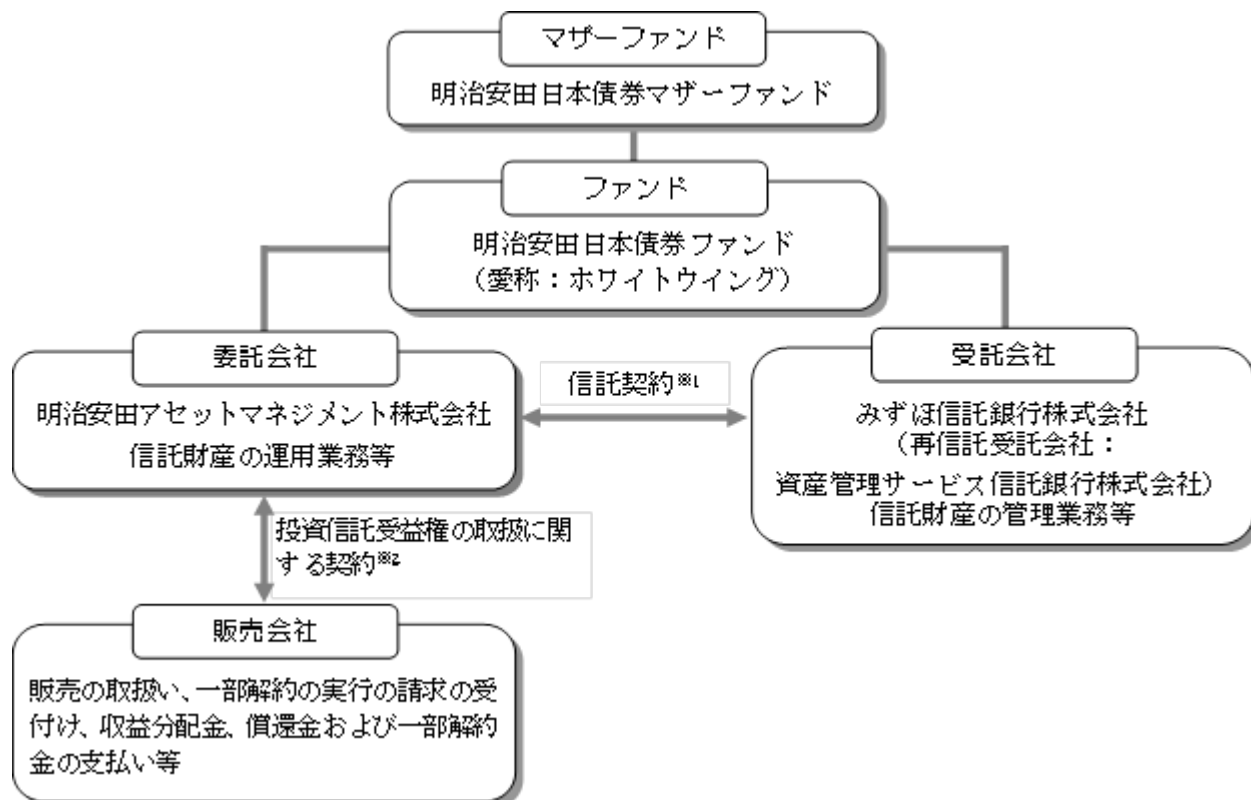
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額(本書提出日現在)10億円

2. 委託会社の沿革

| | |
|----------|--|
| 昭和61年11月 | コスモ投信株式会社設立 |
| 平成10年10月 | ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、 商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更 |
| 平成12年2月 | 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更 |
| 平成12年7月 | 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、 商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更 |
| 平成21年4月 | 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更 |
| 平成22年10月 | 安田投信投資顧問株式会社と合併、 商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更 |

3. 大株主の状況(本書提出日現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有 株式数 | 発行済株式 総数に対する 所有株式数の割合 |
|--|---|-----------|-----------------------------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内2 1 1 | 17,539株 | 92.86% |
| アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー | ドイツ,60323 フランクフルト・ アム・マイン,ポッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42 44 | 1,261株 | 6.68% |
| 富国生命保険相互会社 | 東京都千代田区内幸町2 2 2 | 87株 | 0.46% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2．運用方法

・投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とする明治安田日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

・投資態度

主として、わが国の公社債（マザーファンド受益証券を含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

シティ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

マザーファンドの運用方針

1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

・投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

・投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

シティ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

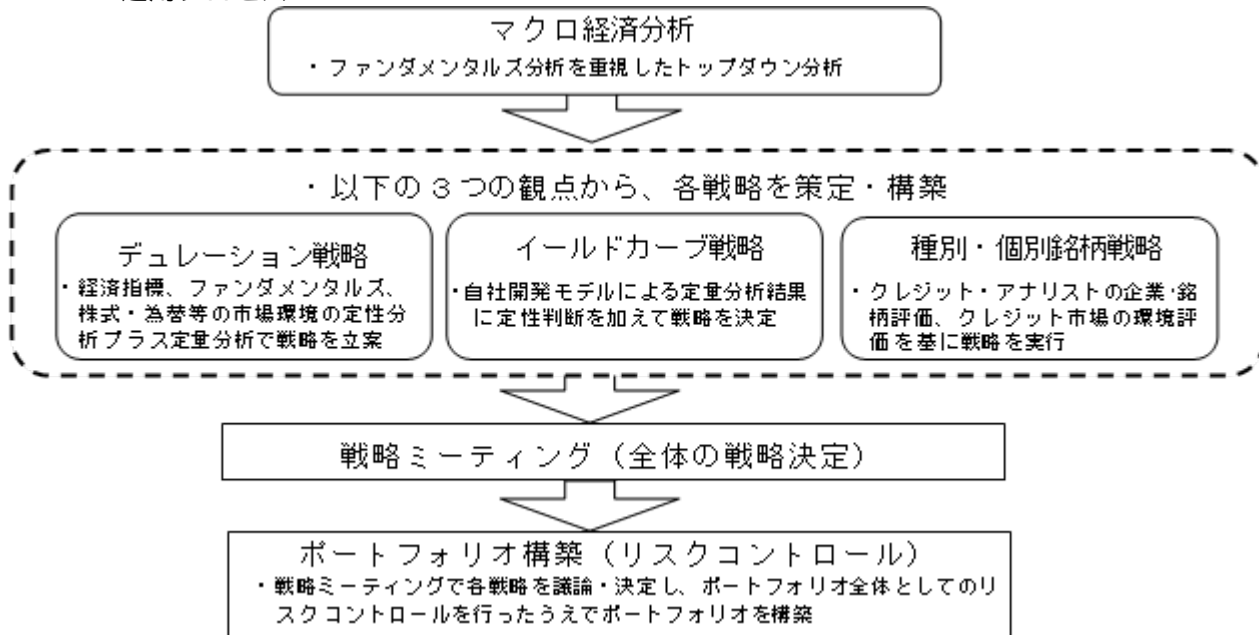
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

運用プロセス



投資対象および投資制限は、原則として「明治安田日本債券ファンド」と実質的に同様です。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1)から11)の証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で前21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前5)の権利の性質を有するもの

前の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

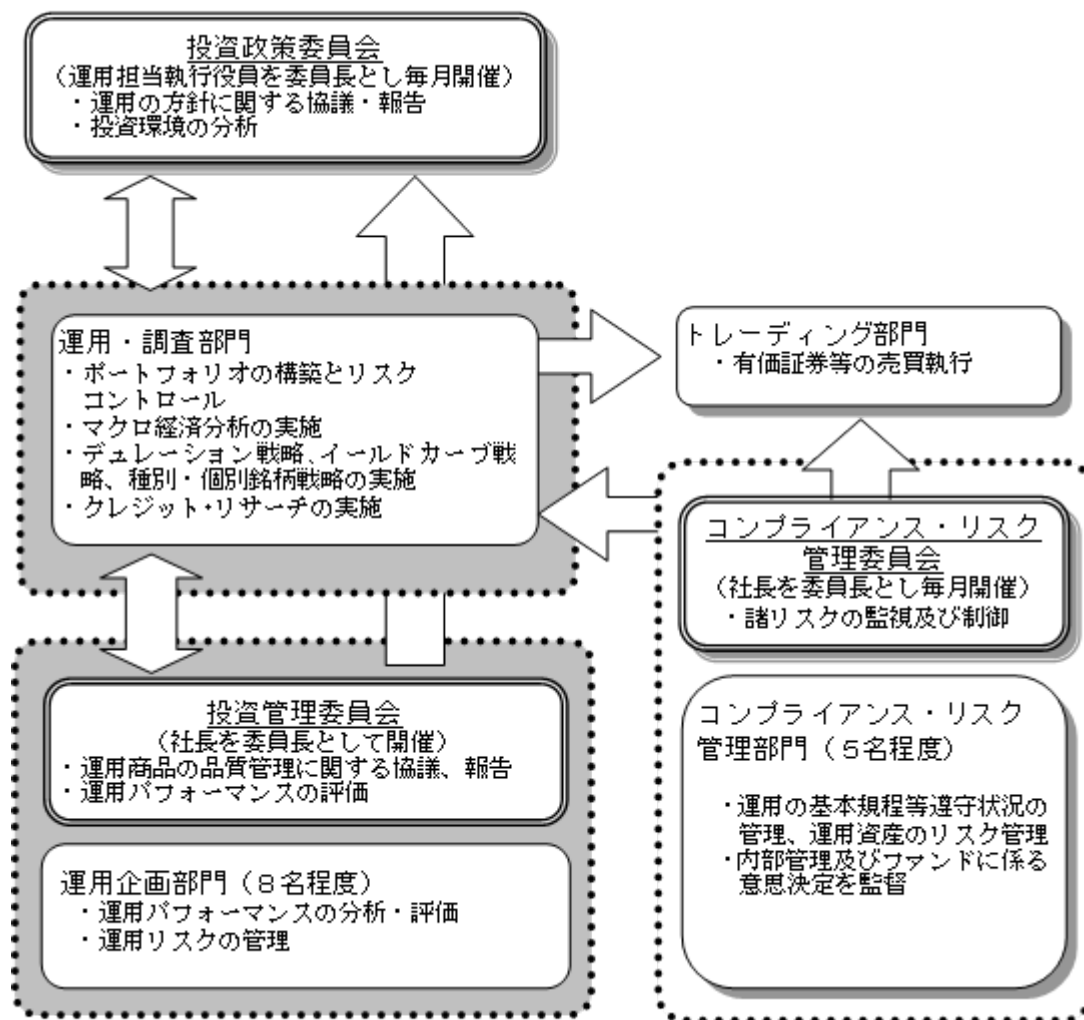
（３）【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ（<http://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年1月20日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図を行いません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における有価証券先物取引

(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 前1) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4) 前1)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

明治安田日本債券ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の債券等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1．値動きの主な要因

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2．その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みません。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

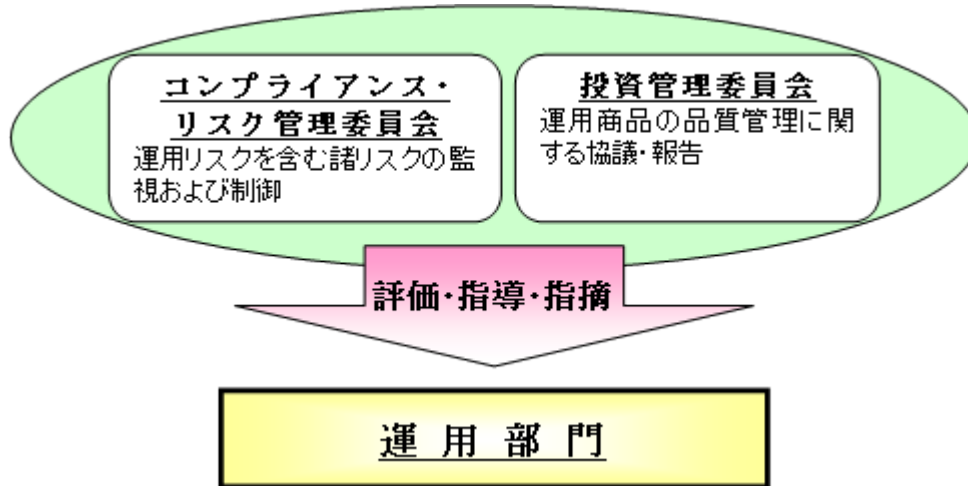
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

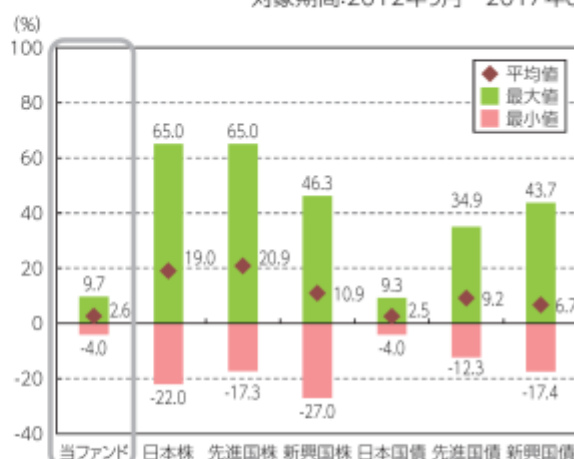
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2012年9月～2017年8月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称 | 権利者 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) | 株式会社東京証券取引所 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc. |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc. |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | 野村證券株式会社 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) | Citigroup Index LLC |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース) | J.P.Morgan Securities LLC |

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

取得申込受付日の基準価額に0.54%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明・事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.594%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

| 配分 | 料率（年率） | 役務の内容 |
|------|------------------|---|
| 委託会社 | 0.3456%（税抜0.32%） | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 |
| 販売会社 | 0.216%（税抜0.2%） | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 0.0324%（税抜0.03%） | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 合計 | 0.594%（税抜0.55%） | 運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.00216%（税抜0.002%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息等がある場合には、その実費を信託財産中でご負担いただきます。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

| 時期 | 税率 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成26年1月1日以降 | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

| 時期 | 税率 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成26年1月1日以降 | 20.315%(所得税15.315%および地方税5%) |

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、)との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得等および譲渡所得等が追加されております。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

| 時期 | 税率 |
|-------------|----------------|
| 平成26年1月1日以降 | 15.315%(所得税のみ) |

3) 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一時解約時および償還時における課税は、行われません。

個別元本について

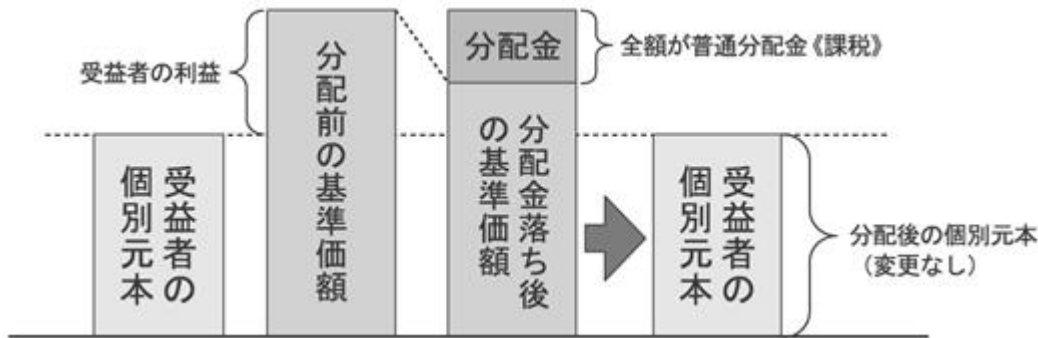
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。))が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われることがあります。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

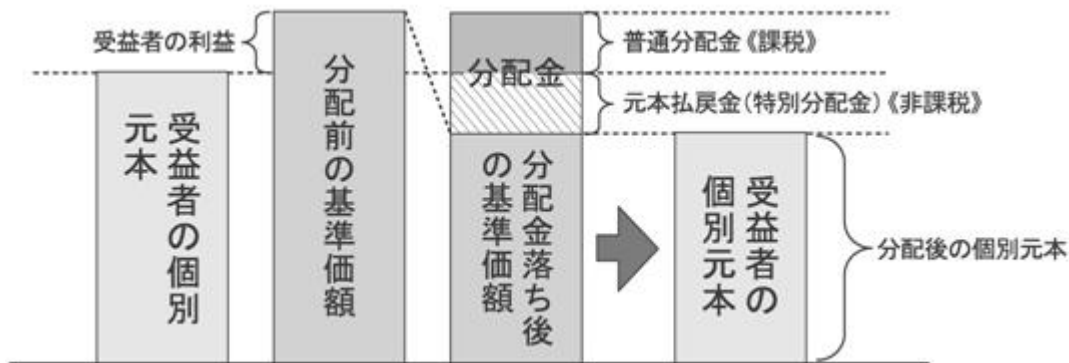
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の受益者の個別元本となります。

1) の場合



2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成29年8月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載しております。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,187,303,426 | 99.39 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 19,686,135 | 0.61 |
| 合計(純資産総額) | | 3,206,989,561 | 100.00 |

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|---------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 明治安田日本債券 マザーファンド | 2,136,835,228 | 1.4698 | 3,140,819,030 | 1.4916 | 3,187,303,426 | 99.39 |

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.39 |
| 合計 | 99.39 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（円） | | 1万口当たり純資産額（円） | |
|------------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第8期計算期間末（平成20年 1月21日） | 534,702,258 | 538,873,113 | 10,256 | 10,336 |
| 第9期計算期間末（平成21年 1月20日） | 674,880,038 | 680,178,806 | 10,189 | 10,269 |
| 第10期計算期間末（平成22年 1月20日） | 828,474,816 | 836,542,140 | 10,270 | 10,370 |
| 第11期計算期間末（平成23年 1月20日） | 955,932,242 | 965,172,551 | 10,345 | 10,445 |
| 第12期計算期間末（平成24年 1月20日） | 1,147,336,168 | 1,158,254,578 | 10,508 | 10,608 |
| 第13期計算期間末（平成25年 1月21日） | 11,330,731,967 | 11,416,154,507 | 10,611 | 10,691 |
| 第14期計算期間末（平成26年 1月20日） | 2,089,622,858 | 2,101,195,640 | 10,834 | 10,894 |
| 第15期計算期間末（平成27年 1月20日） | 2,155,800,966 | 2,174,821,564 | 11,334 | 11,434 |
| 第16期計算期間末（平成28年 1月20日） | 2,642,772,385 | 2,656,777,161 | 11,322 | 11,382 |
| 第17期計算期間末（平成29年 1月20日） | 3,408,577,750 | 3,420,371,161 | 11,561 | 11,601 |
| 平成28年 8月末日 | 3,567,671,668 | | 11,862 | |
| 9月末日 | 3,493,118,465 | | 11,858 | |
| 10月末日 | 3,394,979,607 | | 11,818 | |
| 11月末日 | 3,518,038,019 | | 11,733 | |
| 12月末日 | 3,389,345,779 | | 11,655 | |
| 平成29年 1月末日 | 3,381,096,391 | | 11,538 | |
| 2月末日 | 3,345,059,248 | | 11,570 | |
| 3月末日 | 3,303,969,801 | | 11,562 | |
| 4月末日 | 3,163,766,815 | | 11,638 | |
| 5月末日 | 3,161,094,795 | | 11,624 | |
| 6月末日 | 3,151,710,869 | | 11,607 | |
| 7月末日 | 3,168,625,825 | | 11,621 | |
| 8月末日 | 3,206,989,561 | | 11,684 | |

【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第8期計算期間 | 平成19年 1月23日～平成20年 1月21日 | 80 |
| 第9期計算期間 | 平成20年 1月22日～平成21年 1月20日 | 80 |
| 第10期計算期間 | 平成21年 1月21日～平成22年 1月20日 | 100 |
| 第11期計算期間 | 平成22年 1月21日～平成23年 1月20日 | 100 |
| 第12期計算期間 | 平成23年 1月21日～平成24年 1月20日 | 100 |
| 第13期計算期間 | 平成24年 1月21日～平成25年 1月21日 | 80 |
| 第14期計算期間 | 平成25年 1月22日～平成26年 1月20日 | 60 |
| 第15期計算期間 | 平成26年 1月21日～平成27年 1月20日 | 100 |
| 第16期計算期間 | 平成27年 1月21日～平成28年 1月20日 | 60 |

| | | |
|----------|---------------------------|----|
| 第17期計算期間 | 平成28年 1月21日 ~ 平成29年 1月20日 | 40 |
|----------|---------------------------|----|

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|------------|-------------------------|--------|
| 第8期計算期間 | 平成19年 1月23日～平成20年 1月21日 | 2.31 |
| 第9期計算期間 | 平成20年 1月22日～平成21年 1月20日 | 0.13 |
| 第10期計算期間 | 平成21年 1月21日～平成22年 1月20日 | 1.78 |
| 第11期計算期間 | 平成22年 1月21日～平成23年 1月20日 | 1.70 |
| 第12期計算期間 | 平成23年 1月21日～平成24年 1月20日 | 2.54 |
| 第13期計算期間 | 平成24年 1月21日～平成25年 1月21日 | 1.74 |
| 第14期計算期間 | 平成25年 1月22日～平成26年 1月20日 | 2.67 |
| 第15期計算期間 | 平成26年 1月21日～平成27年 1月20日 | 5.54 |
| 第16期計算期間 | 平成27年 1月21日～平成28年 1月20日 | 0.42 |
| 第17期計算期間 | 平成28年 1月21日～平成29年 1月20日 | 2.46 |
| 第18期中間計算期間 | 平成29年 1月21日～平成29年 7月20日 | 0.50 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------------|-------------------------|---------------|----------------|
| 第8期計算期間 | 平成19年 1月23日～平成20年 1月21日 | 140,758,279 | 120,488,337 |
| 第9期計算期間 | 平成20年 1月22日～平成21年 1月20日 | 243,823,276 | 102,834,088 |
| 第10期計算期間 | 平成21年 1月21日～平成22年 1月20日 | 281,595,685 | 137,209,364 |
| 第11期計算期間 | 平成22年 1月21日～平成23年 1月20日 | 230,442,750 | 113,144,204 |
| 第12期計算期間 | 平成23年 1月21日～平成24年 1月20日 | 334,306,027 | 166,495,930 |
| 第13期計算期間 | 平成24年 1月21日～平成25年 1月21日 | 9,836,524,320 | 250,547,867 |
| 第14期計算期間 | 平成25年 1月22日～平成26年 1月20日 | 1,290,209,213 | 10,039,229,587 |
| 第15期計算期間 | 平成26年 1月21日～平成27年 1月20日 | 3,525,209,805 | 3,551,947,150 |
| 第16期計算期間 | 平成27年 1月21日～平成28年 1月20日 | 3,138,408,992 | 2,706,339,336 |
| 第17期計算期間 | 平成28年 1月21日～平成29年 1月20日 | 3,054,469,002 | 2,440,245,570 |
| 第18期中間計算期間 | 平成29年 1月21日～平成29年 7月20日 | 372,270,203 | 591,118,484 |

(参考)

明治安田日本債券マザーファンド

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 3,165,758,410 | 47.89 |
| | インドネシア | 200,426,000 | 3.03 |
| | メキシコ | 100,128,000 | 1.51 |
| | 小計 | 3,466,312,410 | 52.43 |
| 社債券 | 日本 | 2,723,048,000 | 41.19 |
| | フランス | 201,813,000 | 3.05 |
| | イギリス | 102,775,000 | 1.55 |
| | 小計 | 3,027,636,000 | 45.80 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 117,217,100 | 1.77 |
| 合計(純資産総額) | | 6,611,165,510 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|-------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 第379回 利付国債2年 | 329,000,000 | 100.48 | 330,592,710 | 100.52 | 330,730,540 | 0.1 | 2019/8/15 | 5.00 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 第161回 利付国債20年 | 245,000,000 | 100.84 | 247,072,000 | 101.16 | 247,849,350 | 0.6 | 2037/6/20 | 3.75 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 第149回 利付国債20年 | 194,000,000 | 117.06 | 227,108,320 | 118.42 | 229,746,440 | 1.5 | 2034/6/20 | 3.48 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 第378回 利付国債2年 | 206,000,000 | 100.42 | 206,865,200 | 100.50 | 207,036,180 | 0.1 | 2019/7/15 | 3.13 |
| 5 | 日本 | 社債券 | 第1回ソフトバンク 無担保社債 (劣後特約付) | 200,000,000 | 101.80 | 203,602,000 | 102.01 | 204,030,000 | 2.5 | 2021/12/17 | 3.09 |
| 6 | 日本 | 社債券 | 損害保険ジャパン 日本興亜第3回劣後債 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 101.36 | 202,737,800 | 1.06 | 2077/4/26 | 3.07 |
| 7 | 日本 | 社債券 | 住友生命保険相互会社 第2回A号劣後債 | 200,000,000 | 98.96 | 197,937,000 | 99.75 | 199,503,600 | 0.84 | 2076/6/29 | 3.02 |
| 8 | 日本 | 国債証券 | 第158回 利付国債20年 | 178,000,000 | 97.89 | 174,244,200 | 100.00 | 178,000,000 | 0.5 | 2036/9/20 | 2.69 |
| 9 | 日本 | 国債証券 | 第153回 利付国債20年 | 108,000,000 | 113.16 | 122,215,950 | 114.94 | 124,143,840 | 1.3 | 2035/6/20 | 1.88 |
| 10 | 日本 | 国債証券 | 第154回 利付国債20年 | 106,000,000 | 111.26 | 117,943,020 | 113.17 | 119,967,620 | 1.2 | 2035/9/20 | 1.81 |
| 11 | 日本 | 国債証券 | 第142回 利付国債20年 | 92,000,000 | 121.66 | 111,928,120 | 122.74 | 112,921,720 | 1.8 | 2032/12/20 | 1.71 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|----------|--|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|------------|------|
| 12 | 日本 | 社債 券 | 第28回 双日無担保社債 | 100,000,000 | 103.04 | 103,046,000 | 102.79 | 102,794,000 | 1.23 | 2020/10/16 | 1.55 |
| 13 | イギリス | 社債 券 | 第2回エイチエスピー シー・ホールディングス 円貨社債(TLAC) | 100,000,000 | 100.00 | 100,006,000 | 102.77 | 102,775,000 | 0.842 | 2023/9/26 | 1.55 |
| 14 | 日本 | 社債 券 | 第35回 相鉄ホールディングス 無担保社債 | 100,000,000 | 98.97 | 98,975,000 | 102.33 | 102,334,000 | 0.733 | 2031/6/27 | 1.55 |
| 15 | 日本 | 社債 券 | 第47回 西日本鉄道無担保社債 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 102.18 | 102,185,000 | 0.903 | 2037/4/14 | 1.55 |
| 16 | 日本 | 社債 券 | 第44回 ソフトバンク 無担保社債 | 100,000,000 | 101.60 | 101,605,000 | 101.99 | 101,997,000 | 1.689 | 2020/11/27 | 1.54 |
| 17 | 日本 | 国債 証券 | 第152回 利付国債20年 | 90,000,000 | 112.84 | 101,556,900 | 113.29 | 101,967,300 | 1.2 | 2035/3/20 | 1.54 |
| 18 | 日本 | 社債 券 | 第5回みずほ フィナンシャル グループ無担保永久社債 (劣後特約付) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 101.43 | 101,437,800 | 1.44 | 9999/99/99 | 1.53 |
| 19 | 日本 | 社債 券 | 日立キャピタル株式会社 第2回劣後特約付 | 100,000,000 | 100.37 | 100,371,500 | 101.43 | 101,434,800 | 1.31 | 2076/12/19 | 1.53 |
| 20 | フランス | 社債 券 | 第1回ビー・ピー・ シー・イー・エス・エー 円貨社債(TLAC) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 101.29 | 101,290,000 | 0.64 | 2022/1/27 | 1.53 |
| 21 | 日本 | 社債 券 | 第13回 光通信無担保社債 | 100,000,000 | 99.99 | 99,994,000 | 100.97 | 100,975,000 | 1.1 | 2021/7/22 | 1.53 |
| 22 | 日本 | 社債 券 | 第9回サンケン電気 無担保社債 | 100,000,000 | 100.32 | 100,322,000 | 100.89 | 100,891,000 | 0.8 | 2020/6/17 | 1.53 |
| 23 | 日本 | 社債 券 | 第1回MS&AD インシュアランス グループHD無担保社債 (劣後特約付) | 100,000,000 | 100.07 | 100,071,500 | 100.79 | 100,799,900 | 1.03 | 2076/12/25 | 1.52 |
| 24 | 日本 | 社債 券 | 第2回 東京電力パワーグリッド (一般担保付) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.79 | 100,797,000 | 0.58 | 2022/3/9 | 1.52 |
| 25 | 日本 | 社債 券 | 第4回みずほ フィナンシャル グループ無担保永久社債 (劣後特約) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.78 | 100,780,300 | 1.22 | 9999/99/99 | 1.52 |
| 26 | 日本 | 社債 券 | 第15回オリエント コーポレーション 無担保社債 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.61 | 100,617,000 | 0.82 | 2027/7/21 | 1.52 |
| 27 | フランス | 社債 券 | 2017第1回 クレディ・アグリコル・ エス・エー円貨社債 (TLAC) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.52 | 100,523,000 | 0.443 | 2022/6/9 | 1.52 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------|----------|------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|------|-----------|------|
| 28 | インド ネシア | 国債 証券 | 2017第2回 インドネシア 共和国円貨債券 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.38 | 100,382,000 | 0.89 | 2022/6/8 | 1.52 |
| 29 | 日本 | 社債 券 | 三菱商事株式会社 第5回劣後特約付 | 100,000,000 | 99.36 | 99,360,600 | 100.28 | 100,280,500 | 0.69 | 2076/9/13 | 1.52 |
| 30 | 日本 | 社債 券 | 第1回積水ハウス 無担保社債 (劣後特約付) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.18 | 100,186,300 | 0.81 | 2077/8/18 | 1.52 |

□.種類別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 52.43 |
| 社債券 | 45.80 |
| 合計 | 98.23 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

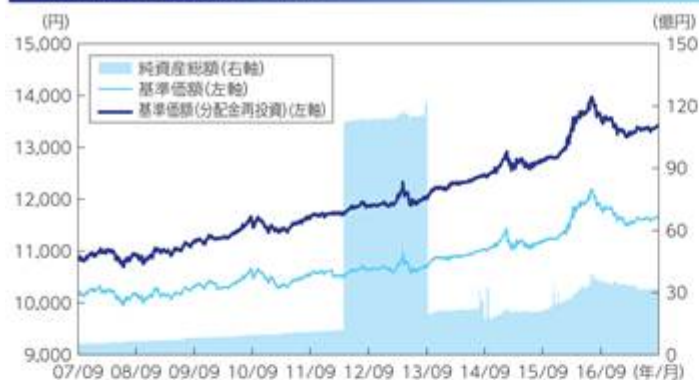
該当事項はありません。

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2017年8月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

| 分配金の推移 | |
|-------------------------|---------|
| 2017年1月 | 40円 |
| 2016年1月 | 60円 |
| 2015年1月 | 100円 |
| 2014年1月 | 60円 |
| 2013年1月 | 80円 |
| 設定来累計 | 1,460円 |
| ※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額 | |
| 基準価額 | 11,684円 |
| 純資産総額 | 32.0億円 |

主要な資産の状況

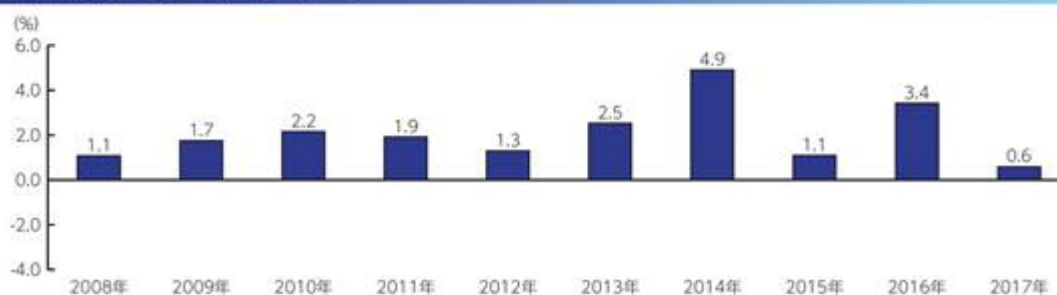
組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 種類 | 投資比率(%) |
|----|-----------------------|-------|-------------|------|---------|
| 1 | 第379回利付国債2年 | 0.1 | 2019年8月15日 | 国債証券 | 5.00 |
| 2 | 第161回利付国債20年 | 0.6 | 2037年6月20日 | 国債証券 | 3.75 |
| 3 | 第149回利付国債20年 | 1.5 | 2034年6月20日 | 国債証券 | 3.48 |
| 4 | 第378回利付国債2年 | 0.1 | 2019年7月15日 | 国債証券 | 3.13 |
| 5 | 第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付) | 2.5 | 2021年12月17日 | 社債券 | 3.09 |
| 6 | 損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債 | 1.06 | 2027年4月26日 | 社債券 | 3.07 |
| 7 | 住友生命保険相互会社第2回A号劣後債 | 0.84 | 2021年6月29日 | 社債券 | 3.02 |
| 8 | 第158回利付国債20年 | 0.5 | 2036年9月20日 | 国債証券 | 2.69 |
| 9 | 第153回利付国債20年 | 1.3 | 2035年6月20日 | 国債証券 | 1.88 |
| 10 | 第154回利付国債20年 | 1.2 | 2035年9月20日 | 国債証券 | 1.81 |

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

※期限前償還条項が付与されている銘柄の償還日は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2017年は8月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

(3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4) 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に0.54%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。

詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

2【換金（解約）手続等】

換金には、解約請求および買取請求の方法があります。解約および買取に係る手数料はありません。

なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとなります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

(1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社および委託会社に対し行うものとします。

(2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

(3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

(7) 解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

| 主な資産の種類 | 評価方法 |
|-----------|--|
| 親投資信託受益証券 | 基準価額計算日の基準価額で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。 |

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合または委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、この信託は、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

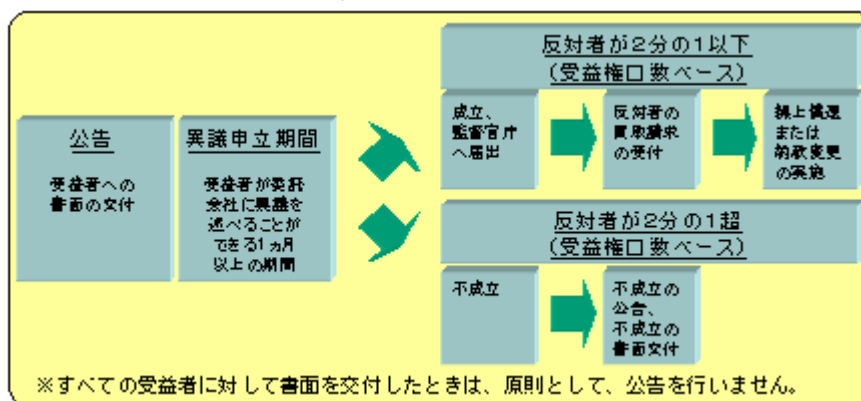
信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用に係る報告

決算時および償還時に、運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2) 前1) の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社または委託会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成28年1月21日から平成29年1月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田日本債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第16期 (平成28年1月20日現在) | 第17期 (平成29年1月20日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 46,693,312 |
| コール・ローン | 50,496,115 | - |
| 親投資信託受益証券 | 2,626,139,432 | 3,386,928,898 |
| 未収入金 | 5,720,000 | - |
| 未収利息 | 27 | - |
| 流動資産合計 | 2,682,355,574 | 3,433,622,210 |
| 資産合計 | 2,682,355,574 | 3,433,622,210 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 14,004,776 | 11,793,411 |
| 未払解約金 | 18,509,128 | 2,783,169 |
| 未払受託者報酬 | 384,206 | 568,810 |
| 未払委託者報酬 | 6,659,526 | 9,859,367 |
| その他未払費用 | 25,553 | 39,703 |
| 流動負債合計 | 39,583,189 | 25,044,460 |
| 負債合計 | 39,583,189 | 25,044,460 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,334,129,461 | 2,948,352,893 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 308,642,924 | 460,224,857 |
| (分配準備積立金) | 33,035,122 | 14,216,534 |
| 元本等合計 | 2,642,772,385 | 3,408,577,750 |
| 純資産合計 | 2,642,772,385 | 3,408,577,750 |
| 負債純資産合計 | 2,682,355,574 | 3,433,622,210 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第16期 (自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日) | 第17期 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) |
|--|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 4,046 | 198 |
| 有価証券売買等損益 | 27,730,365 | 58,859,466 |
| 営業収益合計 | 27,734,411 | 58,859,664 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 720,409 | 1,068,827 |
| 委託者報酬 | 12,487,013 | 18,526,320 |
| その他費用 | 47,905 | 98,556 |
| 営業費用合計 | 13,255,327 | 19,693,703 |
| 営業利益又は営業損失 () | 14,479,084 | 39,165,961 |
| 経常利益又は経常損失 () | 14,479,084 | 39,165,961 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 14,479,084 | 39,165,961 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 () | 13,164,093 | 65,496,310 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 () | 253,741,161 | 308,642,924 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 384,488,964 | 567,814,596 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 384,488,964 | 567,814,596 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 343,225,602 | 378,108,903 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 343,225,602 | 378,108,903 |
| 分配金 | 14,004,776 | 11,793,411 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 308,642,924 | 460,224,857 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 当ファンドの計算期間は、平成28年1月21日から平成29年1月20日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第16期 (平成28年1月20日現在) | 第17期 (平成29年1月20日現在) |
|---|---|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,334,129,461口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,948,352,893口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1322円 (10,000口当たり純資産額) (11,322円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1561円 (10,000口当たり純資産額) (11,561円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第16期 (自平成27年1月21日 至平成28年1月20日) | | | 第17期 (自平成28年1月21日 至平成29年1月20日) | | |
|---|---|----------------|---|---|----------------|
| 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額322,647,700円(10,000口当たり1,382円27銭)のうち、14,004,776円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。 | | | 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額472,018,268円(10,000口当たり1,600円92銭)のうち、11,793,411円(10,000口当たり40円00銭)を分配金額としております。 | | |
| 項目 | | 金額または口数 | 項目 | | 金額または口数 |
| 配当等収益額（費用控除後） | A | 15,951,144円 | 配当等収益額（費用控除後） | A | 12,406,497円 |
| 有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | B | 11,692,033円 | 有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | B | -円 |
| 収益調整金額 | C | 275,607,802円 | 収益調整金額 | C | 446,008,323円 |
| 分配準備積立金額 | D | 19,396,721円 | 分配準備積立金額 | D | 13,603,448円 |
| 分配対象額（A + B + C + D） | E | 322,647,700円 | 分配対象額（A + B + C + D） | E | 472,018,268円 |
| 期末受益権口数 | F | 2,334,129,461口 | 期末受益権口数 | F | 2,948,352,893口 |
| 10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） | G | 1,382円 27銭 | 10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） | G | 1,600円 92銭 |
| 10,000口当たりの分配金額 | H | 60円 00銭 | 10,000口当たりの分配金額 | H | 40円 00銭 |
| 分配金額（F × H ÷ 10,000） | I | 14,004,776円 | 分配金額（F × H ÷ 10,000） | I | 11,793,411円 |

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

| | 第16期 （自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日） | 第17期 （自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日） |
|-----------------------|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 |
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | 第16期 (自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日) | 第17期 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) |
|--------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ |
| 2. 時価の算定方法 | 親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

第16期(自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日)

該当事項はございません。

第17期(自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

| | 第16期 (自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日) | 第17期 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) |
|-----------|--|--|
| 期首元本額 | 1,902,059,805円 | 2,334,129,461円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,138,408,992円 | 3,054,469,002円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,706,339,336円 | 2,440,245,570円 |

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

| | 第16期 (自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日) | 第17期 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) |
|-----------|--|--|
| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 35,677,351 | 16,778,857 |
| 合計 | 35,677,351 | 16,778,857 |

3. デリバティブ取引関係

第16期(平成28年 1月20日現在)

該当事項はございません。

第17期(平成29年 1月20日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年1月20日現在)
該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成29年1月20日現在)

| 種類 | 銘柄 | 総口数(口) | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|-----------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 明治安田日本債券マザーファンド | 2,303,093,226 | 3,386,928,898 | |
| 合計 | | 2,303,093,226 | 3,386,928,898 | |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

| | （平成29年1月20日現在） |
|----------------|----------------------|
| 科目 | 金額（円） |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 132,623,135 |
| 国債証券 | 3,521,320,110 |
| 社債券 | 2,804,812,600 |
| 未収入金 | 99,411,380 |
| 未収利息 | 11,347,001 |
| 前払費用 | 941,667 |
| 流動資産合計 | 6,570,455,893 |
| 資産合計 | 6,570,455,893 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 155,026,510 |
| その他未払費用 | 5,840 |
| 流動負債合計 | 155,032,350 |
| 負債合計 | 155,032,350 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,362,505,645 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 2,052,917,898 |
| 元本等合計 | 6,415,423,543 |
| 純資産合計 | 6,415,423,543 |
| 負債純資産合計 | 6,570,455,893 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成29年1月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成28年1月21日から平成29年1月20日までとなっております。 |

(その他の注記)

| (平成29年1月20日現在) | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 元本の移動 | |
| 対象期間(自平成28年1月21日 至 平成29年1月20日)の元本状況 | |
| 期首(平成28年1月21日)の元本額 | 3,816,566,610円 |
| 対象期間中の追加設定元本額 | 1,859,617,656円 |
| 対象期間中の一部解約元本額 | 1,313,678,621円 |
| 平成29年1月20日現在の元本額の内訳 | |
| 明治安田日本債券ファンド | 2,303,093,226円 |
| 明治安田ライフプランファンド20 | 666,337,718円 |
| 明治安田ライフプランファンド50 | 340,080,256円 |
| 明治安田ライフプランファンド70 | 107,267,171円 |
| 楽天資産形成ファンド | 862,143,982円 |
| 明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用) | 9,712,186円 |
| 明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用) | 52,021,612円 |
| 明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用) | 15,008,659円 |
| 明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用) | 6,840,835円 |
| 計 | 4,362,505,645円 |
| 2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.4706円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (14,706円) |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成29年1月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成29年1月20日現在）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------------|-------------|-------------|----|
| 日本円 | | | | |
| 国債証券 | 第371回利付国債（2年） | 110,000,000 | 110,720,500 | |
| | 第1回利付国債40年 | 7,000,000 | 10,081,960 | |
| | 第2回利付国債40年 | 13,000,000 | 18,093,790 | |
| | 第3回利付国債40年 | 15,000,000 | 20,997,450 | |
| | 第4回利付国債40年 | 25,000,000 | 35,190,000 | |
| | 第5回利付国債40年 | 17,000,000 | 23,007,120 | |
| | 第5回利付国債40年 | 5,000,000 | 6,766,800 | |
| | 第6回利付国債40年 | 10,000,000 | 13,289,400 | |
| | 第7回利付国債40年 | 9,000,000 | 11,434,320 | |
| | 第8回利付国債40年 | 18,000,000 | 21,156,660 | |
| | 第9回利付国債40年 | 16,000,000 | 13,508,000 | |
| | 第333回利付国債10年 | 300,000,000 | 313,656,000 | |
| | 第345回利付国債10年 | 95,000,000 | 95,373,350 | |
| | 第345回利付国債10年 | 96,000,000 | 96,377,280 | |
| | 第345回利付国債10年 | 10,000,000 | 10,039,300 | |
| | 第345回利付国債10年 | 28,000,000 | 28,110,040 | |
| | 第24回利付国債30年 | 49,000,000 | 66,006,430 | |
| | 第27回利付国債30年 | 15,000,000 | 20,330,850 | |
| | 第28回利付国債30年 | 18,000,000 | 24,487,740 | |
| | 第29回利付国債30年 | 49,000,000 | 65,966,250 | |
| | 第36回利付国債30年 | 45,000,000 | 58,131,900 | |
| | 第36回利付国債30年 | 27,000,000 | 34,879,140 | |
| | 第38回利付国債30年 | 30,000,000 | 37,543,200 | |
| | 第39回利付国債30年 | 6,000,000 | 7,664,220 | |
| | 第40回利付国債30年 | 39,000,000 | 48,911,460 | |
| | 第44回利付国債30年 | 65,000,000 | 80,152,800 | |
| | 第51回利付国債30年 | 105,000,000 | 91,955,850 | |
| | 第51回利付国債30年 | 5,000,000 | 4,378,850 | |
| | 第114回利付国債20年 | 80,000,000 | 99,245,600 | |
| | 第117回利付国債20年 | 55,000,000 | 68,346,300 | |
| | 第121回利付国債20年 | 51,000,000 | 62,234,280 | |
| | 第123回利付国債20年 | 70,000,000 | 87,459,400 | |
| | 第132回利付国債20年 | 21,000,000 | 25,176,270 | |
| | 第133回利付国債20年 | 30,000,000 | 36,393,600 | |
| | 第137回利付国債20年 | 63,000,000 | 75,651,030 | |
| | 第138回利付国債20年 | 65,000,000 | 76,090,950 | |
| | 第140回利付国債20年 | 20,000,000 | 24,007,200 | |
| | 第142回利付国債20年 | 21,000,000 | 25,548,810 | |
| | 第142回利付国債20年 | 71,000,000 | 86,379,310 | |
| | 第143回利付国債20年 | 37,000,000 | 43,901,980 | |
| | 第143回利付国債20年 | 14,000,000 | 16,611,560 | |

| | | | | |
|-------|---|---------------|---------------|--|
| | 第145回利付国債20年 | 30,000,000 | 36,058,500 | |
| | 第146回利付国債20年 | 66,000,000 | 79,335,300 | |
| | 第149回利付国債20年 | 112,000,000 | 130,873,120 | |
| | 第150回利付国債20年 | 95,000,000 | 109,402,000 | |
| | 第153回利付国債20年 | 113,000,000 | 127,910,350 | |
| | 第155回利付国債20年 | 26,000,000 | 27,955,460 | |
| | 第156回利付国債20年 | 81,000,000 | 78,216,840 | |
| | 第157回利付国債20年 | 85,000,000 | 78,748,250 | |
| | 第158回利付国債20年 | 379,000,000 | 371,029,630 | |
| | 第158回利付国債20年 | 62,000,000 | 60,696,140 | |
| | 第158回利付国債20年 | 11,000,000 | 10,768,670 | |
| | 第158回利付国債20年 | 56,000,000 | 54,822,320 | |
| | 第158回利付国債20年 | 35,000,000 | 34,263,950 | |
| | 第159回利付国債20年 | 27,000,000 | 26,856,630 | |
| | 第21回メキシコ合衆国円貨債券 | 100,000,000 | 99,647,000 | |
| | 第22回メキシコ合衆国円貨債券 | 100,000,000 | 99,479,000 | |
| 国債証券計 | | 3,203,000,000 | 3,521,320,110 | |
| | | | | |
| 社債券 | 第2回エイチエスピーシー・ホールディングス円貨社債 | 100,000,000 | 100,006,000 | |
| | 第545回東京電力(一般担保付) | 100,000,000 | 102,473,000 | |
| | 第506回関西電力(一般担保付) | 100,000,000 | 98,650,000 | |
| | 第489回東北電力(一般担保付) | 100,000,000 | 100,058,000 | |
| | 第33回西日本高速道路債券 | 100,000,000 | 100,097,000 | |
| | 住友生命保険相互会社第2回A号劣後債 | 200,000,000 | 197,937,000 | |
| | 第28回双日無担保社債 | 100,000,000 | 103,046,000 | |
| | 第9回サンケン電気無担保社債 | 100,000,000 | 100,322,000 | |
| | 第16回パナソニック無担保社債 | 200,000,000 | 200,184,000 | |
| | 第29回ソニー無担保社債 | 100,000,000 | 101,120,000 | |
| | 第30回ソニー無担保社債 | 100,000,000 | 99,856,000 | |
| | 三菱商事株式会社第5回劣後特約付 | 100,000,000 | 99,360,600 | |
| | 第5回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付) | 100,000,000 | 99,798,000 | |
| | 第68回アコム無担保社債 | 100,000,000 | 101,632,000 | |
| | 第6回オリエントコーポレーション無担保社債 | 100,000,000 | 99,962,000 | |
| | 第9回オリエントコーポレーション無担保社債 | 100,000,000 | 98,687,000 | |
| | 第62回日立キャピタル無担保社債 | 100,000,000 | 99,805,000 | |
| | 日立キャピタル株式会社第2回劣後特約付 | 100,000,000 | 100,371,500 | |
| | 第1回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付) | 100,000,000 | 100,071,500 | |
| | 第51回三井不動産無担保社債 | 100,000,000 | 100,077,000 | |
| | 第35回相鉄ホールディングス無担保社債 | 100,000,000 | 98,975,000 | |
| | 第13回光通信無担保社債 | 100,000,000 | 99,994,000 | |
| | 第14回光通信無担保社債 | 100,000,000 | 100,000,000 | |
| | 第44回ソフトバンク無担保社債 | 100,000,000 | 101,605,000 | |
| | 第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付) | 100,000,000 | 100,369,000 | |

| | | | | |
|------|-----------------------|---------------|---------------|--|
| | 第2回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付) | 100,000,000 | 100,356,000 | |
| 社債券計 | | 2,800,000,000 | 2,804,812,600 | |
| 合計 | | | 6,326,132,710 | |

(注) 有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計額に対する比率 |
|-----|----------|----------|-----------|
| 日本円 | 国債証券45銘柄 | 54.9% | 55.7% |
| | 社債券26銘柄 | 43.7% | 44.3% |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間（平成29年1月21日から平成29年7月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【明治安田日本債券ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第17期計算期間末 (平成29年1月20日現在) | 第18期中間計算期間末 (平成29年7月20日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 46,693,312 | 29,632,307 |
| 親投資信託受益証券 | 3,386,928,898 | 3,155,015,595 |
| 流動資産合計 | 3,433,622,210 | 3,184,647,902 |
| 資産合計 | 3,433,622,210 | 3,184,647,902 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 11,793,411 | - |
| 未払解約金 | 2,783,169 | 3,586,169 |
| 未払受託者報酬 | 568,810 | 520,313 |
| 未払委託者報酬 | 9,859,367 | 9,018,774 |
| その他未払費用 | 39,703 | 36,205 |
| 流動負債合計 | 25,044,460 | 13,161,461 |
| 負債合計 | 25,044,460 | 13,161,461 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,948,352,893 | 2,729,504,612 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 460,224,857 | 441,981,829 |
| (分配準備積立金) | 14,216,534 | 11,518,059 |
| 元本等合計 | 3,408,577,750 | 3,171,486,441 |
| 純資産合計 | 3,408,577,750 | 3,171,486,441 |
| 負債純資産合計 | 3,433,622,210 | 3,184,647,902 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第17期中間計算期間 (自 平成28年 1月21日 至 平成28年 7月20日) | 第18期中間計算期間 (自 平成29年 1月21日 至 平成29年 7月20日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 198 | - |
| 有価証券売買等損益 | 190,203,825 | 25,666,697 |
| 営業収益合計 | 190,204,023 | 25,666,697 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 500,017 | 520,313 |
| 委託者報酬 | 8,666,953 | 9,018,774 |
| その他費用 | 44,474 | 48,732 |
| 営業費用合計 | 9,211,444 | 9,587,819 |
| 営業利益又は営業損失() | 180,992,579 | 16,078,878 |
| 経常利益又は経常損失() | 180,992,579 | 16,078,878 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 180,992,579 | 16,078,878 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 55,919,585 | 1,157,476 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 308,642,924 | 460,224,857 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 406,313,544 | 59,101,657 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 406,313,544 | 59,101,657 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 221,749,758 | 92,266,087 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 221,749,758 | 92,266,087 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 618,279,704 | 441,981,829 |

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成29年1月21日から平成30年1月22日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成29年1月21日から平成29年7月20日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第17期計算期間末 （平成29年1月20日現在） | 第18期中間計算期間末 （平成29年7月20日現在） |
|--|--|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,948,352,893口 | 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,729,504,612口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1561円 （10,000口当たり純資産額）（11,561円） | 2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1619円 （10,000口当たり純資産額）（11,619円） |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期中間計算期間（自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日）

該当事項はございません。

第18期中間計算期間（自 平成29年1月21日 至 平成29年7月20日）

該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

| | 第17期計算期間 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) | 第18期中間計算期間 (自 平成29年 1月21日 至 平成29年 7月20日) |
|--------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| | 第17期計算期間 (自 平成28年 1月21日 至 平成29年 1月20日) | 第18期中間計算期間 (自 平成29年 1月21日 至 平成29年 7月20日) |
|-----------|--|--|
| 期首元本額 | 2,334,129,461円 | 2,948,352,893円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,054,469,002円 | 372,270,203円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,440,245,570円 | 591,118,484円 |

2. デリバティブ取引関係

第17期計算期間末（平成29年 1月20日現在）

該当事項はございません。

第18期中間計算期間末（平成29年 7月20日現在）

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

| | （平成29年7月20日現在） |
|----------------|----------------------|
| 科目 | 金額（円） |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 442,545,517 |
| 国債証券 | 3,448,772,880 |
| 社債券 | 2,917,261,100 |
| 未収利息 | 10,830,509 |
| 前払費用 | 499,499 |
| 流動資産合計 | 6,819,909,505 |
| 資産合計 | 6,819,909,505 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 300,000,000 |
| 未払解約金 | 1,850,000 |
| その他未払費用 | 7,648 |
| 流動負債合計 | 301,857,648 |
| 負債合計 | 301,857,648 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,397,226,525 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 2,120,825,332 |
| 元本等合計 | 6,518,051,857 |
| 純資産合計 | 6,518,051,857 |
| 負債純資産合計 | 6,819,909,505 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成29年7月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成29年1月21日から平成30年1月22日までとなっております。 |

(その他の注記)

| (平成29年7月20日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 元本の移動 | |
| 対象期間（自 平成29年1月21日 至 平成29年7月20日）の元本状況 | |
| 期首（平成29年1月21日）の元本額 | 4,362,505,645円 |
| 対象期間中の追加設定元本額 | 383,341,638円 |
| 対象期間中の一部解約元本額 | 348,620,758円 |
| 平成29年7月20日現在の元本額の内訳 | |
| 明治安田日本債券ファンド | 2,128,459,553円 |
| 明治安田ライフプランファンド20 | 680,131,758円 |
| 明治安田ライフプランファンド50 | 375,962,023円 |
| 明治安田ライフプランファンド70 | 116,075,807円 |
| 楽天資産形成ファンド | 1,018,427,485円 |
| 明治安田VA日本債券ファンド（適格機関投資家専用） | 7,064,262円 |
| 明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用） | 49,275,434円 |
| 明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用） | 14,055,638円 |
| 明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用） | 7,774,565円 |
| 計 | 4,397,226,525円 |
| 2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.4823円 |
| （10,000口当たり純資産額） | (14,823円) |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

(平成29年8月31日現在)

【純資産額計算書】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 3,211,364,843 円 |
| 負債総額 | 4,375,282 円 |
| 純資産総額 (-) | 3,206,989,561 円 |
| 発行済口数 | 2,744,848,282 口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 1.1684 円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,684 円) |

(参考)

明治安田日本債券マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 6,697,375,346 円 |
| 負債総額 | 86,209,836 円 |
| 純資産総額 (-) | 6,611,165,510 円 |
| 発行済口数 | 4,432,327,148 口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 1.4916 円 |
| (1万口当たり純資産額) | (14,916 円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年8月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額 |
|-----------|-------|---------------------|
| 追加型株式投資信託 | 149 本 | 1,151,112,634,176 円 |
| 単位型株式投資信託 | 2 本 | 3,575,966,170 円 |
| 合計 | 151 本 | 1,154,688,600,346 円 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 8,954,092 | 8,899,403 |
| 前払費用 | 113,438 | 124,738 |
| 未収入金 | - | 33 |
| 未収委託者報酬 | 756,595 | 763,283 |
| 未収運用受託報酬 | 130,048 | 125,850 |
| 未収投資助言報酬 | 221,366 | 213,802 |
| その他 | 176 | 25 |
| 流動資産合計 | 10,175,717 | 10,127,137 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 176,958 | 170,202 |
| 器具備品 | 180,915 | 163,906 |
| 建設仮勘定 | - | 7,909 |
| 有形固定資産合計 | 157,874 | 142,018 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 40,629 | 44,445 |
| 電話加入権 | 6,662 | 6,662 |
| その他 | 90 | 49 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 8,000 |
| 無形固定資産合計 | 47,383 | 59,157 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,334 | 1,153 |
| 長期差入保証金 | 106,597 | 109,020 |
| 長期前払費用 | 1,596 | 1,315 |
| 前払年金費用 | 13,563 | 48,679 |
| 投資その他の資産合計 | 123,093 | 160,168 |
| 固定資産合計 | 328,350 | 361,344 |
| 資産合計 | 10,504,067 | 10,488,482 |

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 13,239 | 40,627 |
| 未払金 | 476,548 | 473,405 |
| 未払収益分配金 | 120 | 124 |
| 未払償還金 | 7,137 | 7,137 |
| 未払手数料 | 269,575 | 260,130 |
| その他未払金 | 199,713 | 206,013 |
| 未払費用 | 25,383 | 28,001 |
| 未払法人税等 | 178,703 | 261,995 |
| 未払消費税等 | 60,179 | 48,690 |
| 賞与引当金 | 96,974 | 106,594 |
| 流動負債合計 | 851,028 | 959,315 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | 10,751 | 20,955 |
| 資産除去債務 | 28,469 | 28,843 |
| 固定負債合計 | 39,221 | 49,799 |
| 負債合計 | 890,249 | 1,009,114 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 660,443 | 660,443 |
| その他資本剰余金 | 2,854,339 | 2,854,339 |
| 資本剰余金合計 | 3,514,783 | 3,514,783 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 83,040 | 83,040 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 3,092,001 | 3,092,001 |
| 繰越利益剰余金 | 1,924,067 | 1,789,505 |
| 利益剰余金合計 | 5,099,109 | 4,964,546 |
| 株主資本合計 | 9,613,892 | 9,479,330 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 74 | 36 |
| 評価・換算差額等合計 | 74 | 36 |
| 純資産合計 | 9,613,818 | 9,479,367 |
| 負債・純資産合計 | 10,504,067 | 10,488,482 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (自 | 平成27年4月1日 | (自 | 平成28年4月1日 |
| | 至 | 平成28年3月31日) | 至 | 平成29年3月31日) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 5,069,760 | | 4,516,577 |
| 受入手数料 | | 7,113 | | 6,587 |
| 運用受託報酬 | | 1,568,398 | | 1,682,876 |
| 投資助言報酬 | | 424,417 | | 394,935 |
| 営業収益合計 | | 7,069,689 | | 6,600,976 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 2,175,264 | | 1,686,614 |
| 広告宣伝費 | | 34,668 | | 41,134 |
| 公告費 | | 129 | | 258 |
| 調査費 | | 1,202,427 | | 1,111,296 |
| 調査費 | | 475,403 | | 511,550 |
| 委託調査費 | | 727,023 | | 599,746 |
| 委託計算費 | | 320,967 | | 329,669 |
| 営業雑経費 | | 102,440 | | 90,520 |
| 通信費 | | 14,199 | | 11,759 |
| 印刷費 | | 77,321 | | 65,240 |
| 協会費 | | 7,844 | | 7,911 |
| 諸会費 | | 3,022 | | 5,461 |
| 営業雑費 | | 52 | | 147 |
| 営業費用合計 | | 3,835,897 | | 3,259,493 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,300,274 | | 1,413,977 |
| 役員報酬 | | 54,210 | | 62,291 |
| 給料・手当 | | 1,014,214 | | 1,096,641 |
| 賞与 | | 231,849 | | 255,044 |
| その他報酬 | | 6,583 | | 2,281 |
| 賞与引当金繰入 | | 96,974 | | 106,594 |
| 法定福利費 | | 200,082 | | 219,445 |
| 福利厚生費 | | 40,843 | | 33,700 |
| 交際費 | | 1,371 | | 1,863 |
| 寄付金 | | 200 | | 200 |
| 旅費交通費 | | 35,542 | | 28,955 |
| 租税公課 | | 35,014 | | 58,480 |
| 不動産賃借料 | | 113,302 | | 118,968 |
| 退職給付費用 | | 68,167 | | 43,073 |
| 固定資産減価償却費 | | 55,021 | | 59,320 |
| 諸経費 | | 179,502 | | 193,509 |
| 一般管理費合計 | | 2,132,880 | | 2,280,370 |
| 営業利益 | | 1,100,911 | | 1,061,112 |

（単位：千円）

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------------|-------|--------------------|-------|--------------------|
| | （自 | 平成27年4月1日 | （自 | 平成28年4月1日 |
| | 至 | 平成28年3月31日） | 至 | 平成29年3月31日） |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 2,098 | | 403 |
| 受取配当金 | | - | | 2 |
| 投資有価証券売却益 | | 0 | | - |
| 投資有価証券償還益 | | - | | 0 |
| 償還金等時効完成分 | | 207 | | 28 |
| 保険契約返戻金・配当金 | | ¹ 1,109 | | ¹ 1,097 |
| 為替差益 | | 572 | | 127 |
| 雑益 | | 498 | | 691 |
| 営業外収益合計 | | 4,486 | | 2,350 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | - | | 372 |
| 雑損 | | 132 | | 163 |
| 営業外費用合計 | | 132 | | 535 |
| 経常利益 | | 1,105,266 | | 1,062,927 |
| 特別利益 | | - | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | | ² 233 | | ² 0 |
| 特別損失合計 | | 233 | | 0 |
| 税引前当期純利益 | | 1,105,033 | | 1,062,927 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 200,775 | | 325,809 |
| 法人税等調整額 | | 538 | | 10,187 |
| 法人税等合計 | | 200,236 | | 335,997 |
| 当期純利益 | | 904,796 | | 726,929 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 |
| | | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 83,040 | 3,092,001 | 1,882,406 | 5,057,448 | 9,572,231 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 863,135 | 863,135 | 863,135 |
| 当期純利益 | | | 904,796 | 904,796 | 904,796 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 41,661 | 41,661 | 41,661 |
| 当期末残高 | 83,040 | 3,092,001 | 1,924,067 | 5,099,109 | 9,613,892 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 23 | 23 | 9,572,208 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 863,135 |
| 当期純利益 | | | 904,796 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 51 | 51 | 51 |
| 当期変動額合計 | 51 | 51 | 41,609 |
| 当期末残高 | 74 | 74 | 9,613,818 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |

| | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 当期変動額合計 | - | - | - | - |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 660,443 | 2,854,339 | 3,514,783 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 83,040 | 3,092,001 | 1,924,067 | 5,099,109 | 9,613,892 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 861,492 | 861,492 | 861,492 |
| 当期純利益 | | | 726,929 | 726,929 | 726,929 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 134,562 | 134,562 | 134,562 |
| 当期末残高 | 83,040 | 3,092,001 | 1,789,505 | 4,964,546 | 9,479,330 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 74 | 74 | 9,613,818 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 861,492 |
| 当期純利益 | | | 726,929 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 111 | 111 | 111 |
| 当期変動額合計 | 111 | 111 | 134,451 |
| 当期末残高 | 36 | 36 | 9,479,367 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

- | |
|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> |
| <p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 20,399千円 | 27,155千円 |
| 器具備品 | 250,057千円 | 282,865千円 |

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 保険契約返戻金・配当金 | 1,109千円 | 1,097千円 |

2 前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品233千円であります。

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

固定資産除却損の内容は、少額の為記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 | 18,887株 | - | - | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 平成27年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 863,135,900円 | 45,700円00銭 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 平成28年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 861,492,731円 | 45,613円00銭 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 | 18,887株 | - | - | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 平成28年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 861,492,731円 | 45,613円00銭 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 平成29年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 690,584,268円 | 36,564円00銭 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月28日 |

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 8,954,092 | 8,954,092 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 756,595 | 756,595 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 130,048 | 130,048 | - |
| (4) 未収投資助言報酬 | 221,366 | 221,366 | - |
| (5) 投資有価証券 其他有価証券 | 1,334 | 1,334 | - |
| (6) 長期差入保証金 | 106,597 | 106,320 | 277 |
| 資産計 | 10,170,034 | 10,169,757 | 277 |
| (1) 未払手数料 | 269,575 | 269,575 | - |
| (2) その他未払金 | 199,713 | 199,713 | - |
| 負債計 | 469,289 | 469,289 | - |

当事業年度（平成29年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 8,899,403 | 8,899,403 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 763,283 | 763,283 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 125,850 | 125,850 | - |
| (4) 未収投資助言報酬 | 213,802 | 213,802 | - |
| (5) 投資有価証券 其他有価証券 | 1,153 | 1,153 | - |
| (6) 長期差入保証金 | 109,020 | 107,974 | 1,045 |
| 資産計 | 10,112,513 | 10,111,468 | 1,045 |
| (1) 未払手数料 | 260,130 | 260,130 | - |
| (2) その他未払金 | 206,013 | 206,013 | - |
| 負債計 | 466,143 | 466,143 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 8,953,925 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 756,595 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 130,048 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 221,366 | - | - | - |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの | 334 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | - | - | - | 106,597 |
| 合計 | 10,062,270 | - | - | 106,597 |

当事業年度（平成29年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 8,899,051 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 763,283 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 125,850 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 213,802 | - | - | - |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの | - | 115 | - | - |
| 長期差入保証金 | - | - | 109,020 | - |
| 合計 | 10,001,987 | 115 | 109,020 | - |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他(投資信託) | 1,100 | 1,100 | 0 |
| 小計 | 1,100 | 1,100 | 0 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他(投資信託) | 234 | 309 | 74 |
| 小計 | 234 | 309 | 74 |

| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 合計 | 1,334 | 1,409 | 74 |
|----|-------|-------|----|

当事業年度(平成29年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他(投資信託) | 1,153 | 1,100 | 53 |
| 小計 | 1,153 | 1,100 | 53 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他(投資信託) | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 1,153 | 1,100 | 53 |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----------|---------|---------|---------|
| その他(投資信託) | 100,120 | 120 | - |

当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|-------------|--------|----|
| 前払年金費用の期首残高 | 11,517 | 千円 |
| 退職給付費用 | 68,167 | " |
| 退職給付の支払額 | - | " |
| 制度への拠出額 | 70,213 | " |
| 前払年金費用の期末残高 | 13,563 | " |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

| | | |
|---------------------|---------|----|
| 積立型制度の退職給付債務 | 525,902 | 千円 |
| 年金資産 | 539,738 | " |
| | 13,836 | " |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 273 | " |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 13,563 | " |
| 前払年金費用 | 13,563 | " |

| | | |
|---------------------|--------|----|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 13,563 | ＼ |
| (3) 退職給付費用 | | |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 68,167 | 千円 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|-------------|--------|----|
| 前払年金費用の期首残高 | 13,563 | 千円 |
| 退職給付費用 | 43,073 | " |
| 退職給付の支払額 | - | " |
| 制度への拠出額 | 78,188 | " |
| 前払年金費用の期末残高 | 48,679 | " |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

| | | |
|---------------------|---------|----|
| 積立型制度の退職給付債務 | 552,011 | 千円 |
| 年金資産 | 600,963 | " |
| | 48,952 | " |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 273 | " |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 48,679 | " |
| 前払年金費用 | 48,679 | " |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 48,679 | " |

(3) 退職給付費用

| | | |
|----------------|--------|----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 43,073 | 千円 |
|----------------|--------|----|

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | | 当事業年度 (平成29年3月31日) | |
|---------------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 税務上の繰延資産償却超過額 | 2,764 | 千円 | 1,077 | 千円 |
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 29,926 | " | 32,894 | " |
| 未払事業税 | 13,850 | " | 17,533 | " |
| その他 | 18,825 | " | 19,453 | " |
| 繰延税金資産小計 | 65,366 | " | 70,959 | " |
| 評価性引当額 | 65,366 | " | 70,959 | " |
| 繰延税金資産合計 | - | " | - | " |
| 繰延税金負債 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | - | " | 16 | " |
| 資産除去費用 | 6,598 | " | 6,033 | " |
| 前払年金費用 | 4,153 | " | 14,905 | " |
| 繰延税金負債合計 | 10,751 | " | 20,955 | " |
| 繰延税金負債の純額 | 10,751 | " | 20,955 | " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | | 当事業年度 (平成29年3月31日) | |
|----------------------|-----------------------|---|-----------------------|---|
| 法定実効税率 | 33.06% | % | - | % |
| (調整) | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.03 | " | - | " |
| 評価性引当額の増減 | 15.11 | " | - | " |
| 住民税均等割 | 0.21 | " | - | " |
| 税率変更による期末繰延税金負債の減額修正 | 0.08 | " | - | " |
| その他 | 0.01 | " | - | " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.12 | % | - | % |

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時(15年)としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 期首残高 | 28,100 千円 | 28,469 千円 |
| 時の経過による調整額 | 369 " | 374 " |
| 期末残高 | 28,469 千円 | 28,843 千円 |

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託 (運用業務) | 投資信託 (販売業務) | 投資顧問 (投資一任) | 投資顧問 (投資助言) | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 5,069,760 | 7,113 | 1,568,398 | 424,417 | 7,069,689 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託 (運用業務) | 投資信託 (販売業務) | 投資顧問 (投資一任) | 投資顧問 (投資助言) | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 4,516,577 | 6,587 | 1,682,876 | 394,935 | 6,600,976 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------------|-------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 260,000 | 生命保険業 | (被所有) 直接 92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任 | 投資助言報酬 | 387,032 | 未収投資助言報酬 | 203,706 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------------|-------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 310,000 | 生命保険業 | (被所有) 直接 92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任 | 投資助言報酬 | 361,136 | 未収投資助言報酬 | 197,202 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

| | 前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 509,017円74銭 | 501,899円03銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 47,905円80銭 | 38,488円37銭 |

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

| | 前事業年度 （平成28年3月31日） | 当事業年度 （平成29年3月31日） |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額（千円） | 9,613,818 | 9,479,367 |
| 普通株式に係る純資産額（千円） | 9,613,818 | 9,479,367 |
| 差額の主な内訳 | - | - |
| 普通株式の発行済株式数（株） | 18,887 | 18,887 |
| 普通株式の自己株式数（株） | - | - |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株） | 18,887 | 18,887 |

1株当たり当期純利益金額

| | 前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） |
|------------------|--|--|
| 当期純利益（千円） | 904,796 | 726,929 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 904,796 | 726,929 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 18,887 | 18,887 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1) 受託会社

(平成29年3月末現在)

| 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|-------------|----------------|--|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2) 販売会社

(平成29年3月末現在)

| 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|---|--|---------------------------------|
| 静銀ティーエム証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社SBI証券 S M B C日興証券株式会社 高木証券株式会社 カブドットコム証券株式会社 フィデリティ証券株式会社 松井証券株式会社 ³ | 3,000 7,495 48,323 10,000 11,069 7,196 8,157 11,945 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社東京都民銀行 株式会社北海道銀行 株式会社みずほ銀行 | 55,620 93,524 1,404,065 | 日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |
| 明治安田生命保険相互会社 ¹ | 830,000 ² | 日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。 |

1 明治安田生命保険相互会社は、平成26年3月26日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。分配金再投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

2 基金および基金償却積立金の合計

3 平成29年9月25日より新たに取扱いを開始しました。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額及び事業の内容

（平成29年3月末現在）

| 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|----------------------|----------------|--|
| 資産管理サービス信託銀行 株式会社 | 50,000 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本債券ファンドの平成28年1月21日から平成29年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田日本債券ファンドの平成29年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本債券ファンドの平成29年1月21日から平成29年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田日本債券ファンドの平成29年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年1月21日から平成29年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。